

新

表 1 施設事務費基準限度額 (単位:円)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担(補助)率
		17/100	11/100	9/100
	地域区分	14/100	12/100	10/100
	定員	216,800	213,700	210,600
	20名以下	221,500	212,200	209,000
	21 ~ 30	147,900	142,700	140,700
	31 ~ 40	111,200	107,300	104,900
	41 ~ 50	89,100	86,000	84,100
	51 ~ 60	82,700	79,800	78,600
	61 ~ 70	71,000	68,500	67,000
	71 ~ 80	62,200	60,000	58,700
	81 ~ 90	55,400	53,400	52,300
	91 ~ 100	49,900	48,200	47,100
	地域区分	8/100	6/100	3/100
	定員	205,900	204,400	199,700
	20名以下	138,600	136,500	133,400
	21 ~ 30	104,100	102,600	100,200
	31 ~ 40	83,500	82,200	81,600
	41 ~ 50	77,400	76,200	75,700
	51 ~ 60	66,500	65,500	64,000
	61 ~ 70	58,300	57,400	56,100
	71 ~ 80	51,900	51,100	49,900
	81 ~ 90	46,800	46,100	45,000
	91 ~ 100			44,000

旧

表 1 施設事務費基準限度額 (単位:円)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担(補助)率
		16/100	10/100	8/100
	地域区分	13/100	12/100	10/100
	定員	219,700	213,500	210,400
	20名以下	146,700	142,600	139,500
	21 ~ 30	110,200	107,100	104,800
	31 ~ 40	88,400	85,900	84,000
	41 ~ 50	82,000	79,700	77,900
	51 ~ 60	70,400	68,400	66,900
	61 ~ 70	61,700	59,900	58,600
	71 ~ 80	54,900	53,400	52,200
	81 ~ 90	49,500	48,100	47,100
	91 ~ 100			46,700
	地域区分	7/100	4/100	3/100
	定員	205,700	201,000	199,500
	20名以下	137,400	134,300	130,100
	21 ~ 30	103,200	100,900	97,800
	31 ~ 40	82,800	80,900	78,400
	41 ~ 50	76,700	75,000	72,700
	51 ~ 60	65,900	64,400	62,400
	61 ~ 70	57,800	56,400	54,700
	71 ~ 80	51,400	50,300	48,700
	81 ~ 90	46,400	45,300	43,900
	91 ~ 100			43,900

新

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担
				(補助)率

表 2 指導員1人当たり加算限度額

(単位:円)

地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員						
20名以下	25,600	25,100	24,700	24,500	24,300	24,100
21 ~ 30	17,100	16,700	16,400	16,300	16,200	16,000
31 ~ 40	12,800	12,500	12,300	12,200	12,100	12,000
41 ~ 50	10,300	10,000	9,900	9,800	9,700	9,600
51 ~ 60	8,500	8,400	8,200	8,200	8,100	8,000
61 ~ 70	7,300	7,200	7,000	7,000	6,900	6,900
71 ~ 80	6,400	6,300	6,200	6,100	6,100	6,000
81 ~ 90	5,700	5,600	5,500	5,400	5,400	5,300
91 ~ 100	5,100	5,000	4,900	4,900	4,900	4,800

地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員						
20名以下	23,900	23,700	23,500	23,300	22,900	22,300
21 ~ 30	15,900	15,800	15,700	15,500	15,300	14,900
31 ~ 40	11,900	11,800	11,700	11,600	11,400	11,100
41 ~ 50	9,500	9,500	9,400	9,300	9,200	8,900
51 ~ 60	8,000	7,900	7,800	7,800	7,600	7,400
61 ~ 70	6,800	6,800	6,700	6,700	6,500	6,400
71 ~ 80	6,000	5,900	5,900	5,800	5,700	5,600
81 ~ 90	5,300	5,300	5,200	5,200	5,100	5,000
91 ~ 100	4,800	4,700	4,700	4,700	4,600	4,500

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担
				(補助)率

表 2 指導員1人当たり加算限度額

(単位:円)

地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
定員						
20名以下	25,400	24,800	24,600	24,200	24,000	23,900
21 ~ 30	16,900	16,600	16,400	16,200	16,000	15,900
31 ~ 40	12,700	12,400	12,300	12,100	12,000	11,900
41 ~ 50	10,200	9,900	9,900	9,700	9,600	9,500
51 ~ 60	8,500	8,300	8,200	8,100	8,000	8,000
61 ~ 70	7,300	7,100	7,000	6,900	6,900	6,800
71 ~ 80	6,400	6,200	6,200	6,100	6,000	6,000
81 ~ 90	5,600	5,500	5,500	5,400	5,300	5,300
91 ~ 100	5,100	5,000	4,900	4,800	4,800	4,800

地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
定員					
20名以下	23,700	23,500	23,100	22,900	22,300
21 ~ 30	15,800	15,600	15,400	15,200	14,900
31 ~ 40	11,800	11,700	11,500	11,400	11,100
41 ~ 50	9,500	9,400	9,200	9,100	8,900
51 ~ 60	7,900	7,800	7,700	7,600	7,400
61 ~ 70	6,800	6,700	6,600	6,500	6,400
71 ~ 80	5,900	5,900	5,800	5,700	5,600
81 ~ 90	5,300	5,200	5,100	5,100	5,000
91 ~ 100	4,700	4,700	4,600	4,600	4,500

新

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>(注) 1 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。</p> <p>(1) 「17/100」とは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3の規定に基づく人事院規則(以下「人事院規則」という。)9-49附則別表(以下「附則別表」という。)第2の支給割合が17/100とされている地域とする。</p> <p>(2) 「14/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が14/100とされている地域とする。</p> <p>(3) 「12/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が12/100とされている地域とする。</p> <p>(4) 「11/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が11/100とされている地域とする。</p> <p>(5) 「10/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が10/100とされている地域及び習志野市、八千代市、小金井市、東久留米市、逗子市、摂津市とする。</p> <p>(6) 「9/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が9/100とされている地域及び綾瀬市、座間市とする。</p> <p>(7) 「8/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が8/100とされている地域及び大東市とする。</p> <p>(8) 「7/100」とは、東大和市、松原市とする。</p> <p>(9) 「6/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が6/100とされている地域及び狹山市、新座市、鳩ヶ谷市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、蕨市、大坂狹山市、大阪府忠岡町、川西市とする。</p>		

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>(注) 1 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。</p> <p>(1) 「16/100」とは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3の規定に基づく人事院規則(以下「人事院規則」という。)9-49附則別表(以下「附則別表」という。)第2の支給割合が16/100とされている地域とする。</p> <p>(2) 「14/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が14/100とされている地域とする。</p> <p>(3) 「12/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が12/100とされている地域とする。</p> <p>(4) 「10/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が10/100とされている地域及び小金井市、逗子市、摂津市とする。</p> <p>(5) 「9/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が9/100とされている地域とする。</p> <p>(6) 「8/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が8/100とされている地域及び習志野市、八千代市、東久留米市とする。</p> <p>(7) 「7/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が7/100とされている地域及び綾瀬市、座間市、大東市、松原市とする。</p> <p>(8) 「6/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が6/100とされている地域及び狹山市、新座市、鳩ヶ谷市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、蕨市、東大和市、大阪府狹山市、大阪府忠岡町、川西市とする。</p> <p>(9) 「4/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が4/100とされている地域及び伊勢原市、神奈川県寒川町とする。</p>		

新

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>(10) 「<u>5/100</u>」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>5/100</u>とされている地域及び伊勢原市、神奈川県寒川町とする。</p> <p>(11) 「<u>3/100</u>」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>3/100</u>とされている地域及び長岡京市、広島府中町とする。</p> <p>(12) 「その他」とは、(1)から(11)以外の地域とする。</p> <p>2 略</p> <p>2 略</p>		

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>(10) 「<u>3/100</u>」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>3/100</u>とされている地域及び長岡京市、広島府中町とする。</p> <p>(11) 「その他」とは、(1)から(10)以外の地域とする。</p> <p>2 取扱定員は、別に定める施設別定員とする。</p> <p>2 寒冷地手当 国家公務員の寒冷地手当に関する法律及び同支給規則に定める支給地域に所在する婦人相談所一時保護所に勤務する職員に対して支給されるもので、毎年10月31日現在の現員に対し都道府県条例の定めるところにより支給した額の合算額と次の寒冷地手当算定方式により算定した額とを比較して少ない方の額とする。</p>		